

## 宗教上の理由で輸血拒否される方へ

市立大村市民病院では、宗教上の理由による輸血拒否に対し、「相対的無輸血(※1)」の方針に基づき、以下のごとく対応いたします。

1. 当院では、宗教上の理由で輸血を拒否される患者さんに、可能な限り無輸血治療の努力をしますが、生命維持のために輸血が必要と医師が判断した場合には、「相対的無輸血」の方針のもと、輸血を実施いたします。  
その際、輸血同意書が得られない場合でも輸血を実施いたします。
2. 宗教上の理由によって輸血を拒否されている患者さんに生命維持の為にを行う輸血の是非に関しては、病院長が全責任を持ち、最終判断を行うことにしています。
3. 信者の方が提示される「免責証書」等、「絶対的無輸血治療(※2)」に同意する文書には、署名はいたしません。  
院内の「輸血療法に関する説明と同意」に基づいて説明し、院内の「輸血同意書」への署名を求めます。その際における患者さん及び家族の方との話し合いや診療状況の記録は、全て診療録に記載します。
4. 以上の方針は、成分輸血療法に限らず生物由来製剤の使用、回収式自己血輸血療法等においても患者さんの意識の有無、年齢にかかわらず適用します。
5. 当院の方針を十分に説明し理解を得る努力しますが、上記の方針に対してどうしても同意が得られない場合は、他医での治療をお勧めします。

市立大村市民病院 病院長

### ※1【相対的無輸血】

患者の意思を尊重して可能な限り無輸血治療に努力するが、生命維持のために輸血が必要であると医師が判断した場合には輸血をするという立場・考え方。

### ※2【絶対的無輸血】

患者の意思を尊重し、たとえいかなる事態になっても輸血をしないという立場・考え方。